

おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における新たな起業・創業の創出を支援し、地域経済の活性化を図るため、地域において模範となるような起業・創業する者（以下「創業者等」）に対し、予算の範囲内でおおさきチャレンジ創業応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「創業」とは、事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により市内において新たに事業を開始する場合又は新たに法人を設立し事業を開始する場合をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 令和5年4月1日以降補助事業期間完了日までに、個人開業又は会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社の設立を行い、その代表となる者で、市内に事務所を設置し、又は設置しようとしている者
- (2) 市内に住所を有する者又は補助事業期間完了日までに市内に住所を有する者。ただし、UIJターン型の場合は令和5年1月1日以降に市内に住所を移し創業した者
- (3) 同一の事業について、国、地方自治体、公益法人等から補助金の交付を受けていない者
- (4) 開業予定地域の商工団体から推薦を受けた者

(5) 創業後も商工団体からの経営指導等の支援を継続して受けることができる者

(6) 市が指定する報告会で事業報告を行える者

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者となることはできない。

(1) 市税(市外に住居を有するときは、市町村税(国民健康保険税を含む。))の滞納があるとき。

(2) 創業後も当事業を兼業する給与所得者。

(3) 大崎市暴力団排除条例(平成25年大崎市条例第4条)第2条第3号の規定に該当しているとき。

(4) フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行おうとする者

(5) 食品衛生法や建築基準法、関係法令等に違反しているとき。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)の規定により許可又は届出を要する事業

(7) その他市長が不適切と認める事業

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 市場やニーズをとらえた事業計画であり、地域に新たな需要や雇用を創出する事業

(2) 事業に特徴があり、独創性又は新規性のある事業

(3) 事業の内容、計画に妥当性、優位性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

(4) 出店又は開設後3年以上継続して営業又は運営する見込みのある事業

(5) おおむね、週4日以上営業又は運営する事業。

(6) 開業予定地域の商工団体から複数回の指導・支援を受け、事業計画書

などを作成した事業

(7) 地域における創業の模範となる事業

(8) 公序良俗に反しない事業

(補助金の種類)

第5条 補助金の種類は次のとおりとする。

(1) U I J ターン型 居住地を市外から市内へ移転しての創業

(2) 女性・若者創業型 女性または35歳未満の者による小規模な創業

(3) 一般型 (1) (2) に該当しない場合の創業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条の交付対象事業の創業に直接必要な別表2に定める経費で、以下すべての条件を満たし、市長が適当と認めるものとする。

(1) 使用目的が創業並びに経営の安定化に要するもの

(2) 交付決定日以降に発生したもの

(3) 証拠書類によって内容と金額が確認できるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費

(当該補助事業に関する施工業者)

第7条 店舗の改装工事の施工業者については、市内に住所又は事務所を有する業者とする。設備、備品購入先については、原則として市内に住所又は事務所を有する業者とする。

(補助率及び補助金の限度額)

第8条 補助金の額及び限度額は、別表1のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助金の事業期間は令和7年1月31日までとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に、おお

さきチャレンジ創業応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） 住民票抄本または税務署に提出した開業届出書の写し（個人の場合）
定款の写し及び現在事項全部証明書（法人の場合）
- （4） 施設改修又は設備投資の見積書の写し
- （5） 事業実施位置図
- （6） 納税等確認承諾書（別紙様式）
- （7） 商工団体からの推薦書（別紙様式）
- （8） 他の法令等により許可，確認等が必要なものについては許可書等の写し

2 前項各号の他，必要に応じ次の書類を提出すること。

- （1） 施設改修又は設備投資の内容が確認できる書類（図面，カタログ等）
- （2） 写真（施工前の店舗等の内外部の現状が分かるもの。）
- （3） 店舗改修工事同意書（別紙様式）
- （4） 賃貸契約書の写し
- （5） U I J ターンに関する申出書（別紙様式）
- （6） 補助金の交付を受けようとする者が市外に住居を有するときは，市町村税(国民健康保険税を含む。)を完納していることを証する書類
(交付の決定)

第11条 市長は，前条の規定による交付申請があったときは，その内容を審査するとともに，必要に応じ現地調査等を行い，補助金の交付の可否及び補助金の額について決定し，おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金交付決定通知・不交付決定通知書（様式第4号）により，その旨を当該交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿等は、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存すること。
- (5) この補助金の補助対象経費と同じ経費を対象とする他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の申請等)

第13条 第11条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その申請内容を変更しようとするときは、おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金変更交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(変更後のもの)
- (2) 収支計画書(変更後のもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、申請内容の変更の可否について決定し、おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金変更交付決定・不交付決定通知書(様式第6号)によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(中止又は廃止の申請等)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止・廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の承認の可否を決定し、おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金中止・廃止承認通知書（様式第8号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。また、市が主催する報告会において事業報告を行わなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第10号）
- （2） 収支精算書（様式第11号）
- （3） 契約書、領収書その他の事業に要した経費が分かる書類の写し
- （4） 写真（施工後の店舗等の内外部の現状が分かるもの）
- （5） 税務署に提出した開業届出書の写し等創業の事実を確認できる書類
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出及び報告会での事業報告を受け、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金確定通知書（様

式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に当該補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付決定額の2分の1以内の額を概算払の方法により交付できるものとする。

2 補助事業者は、前条の規定による確定通知書を受理した日以後、速やかにおおさきチャレンジ創業応援事業費補助金請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、第11条の規定による交付決定通知書を受理した日以後、速やかにおおさきチャレンジ創業応援事業費補助金概算払請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(事業完了後の事業実施状況報告)

第18条 市長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において補助事業者に対し、補助事業の実施により取り組んでいる事業の実施状況について報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の決定に際して付した条件に違反したとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表1（第4条・第8条関係）

区分	内容	補助金の額	限度額
U I J ターン型	居住地を市外から市内へ移転しての創業	補助対象経費の2/3以内	上限100万円
女性・若者創業者	女性または35歳未満の者による小規模な創業	補助対象経費の2/3以内	上限100万円
一般型	上記に該当しない場合の創業	補助対象経費の1/2以内	上限100万円

備考

- 1 補助金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
- 2 他の補助制度により補助金等の交付を受けたものは補助金交付の対象としない。

別表2 補助対象経費

補助対象経費	
店舗改装費	・店舗等の外装工事・内装工事費用
設備・備品費	・機械装置・工事・器具・備品の調達及びリース費用 ※レンタル・リースの場合、交付決定後から令和6年1月末までの期間が対象。事業で使用することが明確であること。 ※消耗品、不動産の購入、車両の購入は対象となりません
広報費	・宣伝広告費，パンフレット印刷費，展示会出展費用
委託費	・試作品・サンプル品の製作委託料 ・ホームページ作成の委託費 ・市場調査等の委託費 ※販売のための原材料仕入・製作に係る費用は対象になりません。 ※委託費は補助金交付額の2分の1が上限
原材料費	・試作品・サンプル品の製作に係る原材料費
外部謝金	・本助成対象事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる経費
開業事務手続費	・創業時に必要な官公庁への申請書類等作成のため、司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費（租税公課を除く）

注1) 交付決定後に発生した経費が補助対象となります。

注2) 機械装置・工具・器具・備品は、事業計画実施のために必要不可欠なものに限ります。

注3) 物品・サービスの調達にあたっては、契約等の証拠書類（発注書、見積書、契約書、請求書）が必要です。

注4) 消費税等の税金及び金融機関等への振込手数料は補助対象になりません。手数料を差し引いた場合（支払先負担）は値引きとみなします。